

SNS等で売買される医薬品は

- ◆ 症状が悪化するおそれ
- ◆ 副作用・事故が起こるおそれ

があるので**注意**

医薬品の無許可販売等は犯罪

■ 無許可で医薬品の販売は犯罪

三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金(併科あり)

■ 未承認医薬品の広告は犯罪

二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金(併科あり)

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】



健康面の不安や体調不良などがあれば、
一人で悩まず医師や周りの人に相談しましょう



兵庫県警察

-Hyogo Prefectural Police-